

現行の健康保険証の存続を求める意見書について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和6年2月20日 提出

提出者 周南市議会議員 中 村 富美子  
魚 永 智 行  
渡 辺 君 枝

(別紙)

## 現行の健康保険証の存続を求める意見書

令和5年6月2日、国会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、政府は12月22日に、健康保険証の廃止を、令和6年12月2日とすることが閣議決定した。

昨今、マイナンバーカードの発行・ひもづけ等、マイナンバーカードをめぐるトラブルが続出しており、マイナ保険証についても不信感が生じている。

現行の健康保険証は自治体や保険組合が発行するが、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することにより、マイナ保険証を持たない人は毎年、資格確認書の申請が必要となる。また、マイナ保険証を持つ人も5年ごとに更新が必要となる。このように申請や更新の手続を失念した場合に「無保険」扱いとなって、保険医療が受けられなくなるなど、国民の不安は大きく、マイナ保険証を持たない人に対して資格確認書を毎年発行することで、自治体や保険組合の業務が膨れ上がることが懸念される。

加えて、医療機関の機器の不具合や停電の際には、マイナンバーカードによる診療受付に支障を来すことも予測されることや、システムトラブル等により、他人の情報がひもつけられた場合、投薬や治療情報の取り違いにより、重大な医療事故の発生が懸念される。

マイナンバーカードは任意取得であるという原則に照らしても、現行の健康保険証を廃止することは妥当ではないことから、存続を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年2月20日

山口県 周南市議会